

議案第 1 4 6 号

川崎市営住宅条例及び川崎市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市営住宅条例及び川崎市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 1 9 年 1 1 月 2 6 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市営住宅条例及び川崎市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

(川崎市営住宅条例の一部改正)

第 1 条 川崎市営住宅条例（昭和 3 7 年川崎市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(5) 使用申込者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第 2 5 条第 1 項中第 9 号を第 1 0 号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 使用者又は同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）が暴力団員であるとき。

第25条第4項中「第1項第8号」を「第1項第9号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 市長は、第1項の規定による明渡しの請求に関し必要があると認めるときは、神奈川県警察本部長に照会して、使用者又は同居の親族が暴力団員であるかどうかについての報告を求めることができる。

(川崎市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第2条 川崎市特定公共賃貸住宅条例（平成5年川崎市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次の1号を加える。

- (4) 使用の申込みをしようとする者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第21条第3項中「第23条第2号」を「第23条第1項第2号」に改める。

第22条中「第24条」を「第24条第1項」に改める。

第23条の見出しを「（許可事項等）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 市長は、使用者が同居させようとする同居の親族以外の親族が暴力団員であるときは、前項の許可をしてはならない。

第24条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項に規定する場合において、同居の親族が暴力団員であるときは、同項の許可をしてはならない。

第25条第2項中「第23条第2号」を「第23条第1項第2号」に改める。

第26条第1項中「使用者が」を「使用者（第6号に掲げる場合にあつて

は、同居の親族を含む。) が」に改め、同項ただし書中「第 6 号」を「第 7 号」に改め、同項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 暴力団員であるとき

第 2 6 条に次の 1 項を加える。

3 市長は、第 1 項の規定による明渡しの請求に関し必要があると認めるときは、神奈川県警察本部長に照会して、使用者又は同居の親族が暴力団員であるかどうかについての報告を求めることができる。

附 則

この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

市営住宅及び特定公共賃貸住宅の使用申込者の条件に使用申込者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないことを加えること、使用者又は同居の親族が暴力団員であるときは市営住宅及び特定公共賃貸住宅の明渡しを請求することができることとすること等のため、この条例を制定するものである。

